

## 諮問事項 個人情報保護制度の法一元化に対応するための条例改廃内容の妥当性

### 1 背景

従前から、全国の地方公共団体の個人情報保護制度の規律は、各地方公共団体が条例として定めており、本市においては、豊田市個人情報保護条例（平成15年条例第33号）及び関係例規（豊田市個人情報保護規則、豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例等）に基づき、個人情報保護制度を運用してきた。

その後、デジタル社会の形成に関する施策の実施を目的として、令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）が公布され、同法第51条に基づき、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、全国の地方公共団体等の個人情報保護制度の規律が同法に一元化されることとなった。

### 2 必要な対応

本市の情報公開制度の規律が法となることに対応するため、次に掲げる事項について検討した。

- (1) 必要な例規整備の洗い出し
- (2) 上記(1)で整備が必要とされた例規の整備の方向性
- (3) 具体的な例規整備内容

### 3 検討の内容及び結論

#### (1) 豊田市個人情報保護法施行条例の制定について

本市の個人情報保護制度の新たな規律となる法の施行に関し、必要な事項を定めるため、施行条例を制定する。

##### ア 整備内容の方向性について

個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定し、必要最小限の独自の保護措置を許容するという法改正の趣旨に則ることとする。

法が許容する範囲においては、従前の個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の権利保障水準を継続するものとする。

情報公開制度で保障されている権利と同等に扱うべき要素については、その権利保障水準が情報公開制度を下回らないようにする。

##### イ 具体的な考慮要素と判断

###### (ア) 条例要配慮個人情報の導入の要否（法第60条第5項）

法は、法で定める要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものがあるとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を条例で定めることにより、要配慮個人情報を拡張することを許容している。

判断：旧条例の要配慮個人情報の定義は法のそれと同趣旨であり、現状、新たに独自の要配慮個人情報を策定する立法事実や意義に乏しいため、導入しない。

(イ) 個人情報取扱事務登録簿等の導入の要否（法第75条第5項）

法は、条例で定めることにより、法で定める個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを許容している。

判断：旧条例の個人情報ファイル簿の定義は法のそれと同趣旨であり、これとは別の帳簿を作成する意義に乏しいため、導入しない。

(ウ) 開示請求における開示／不開示情報の拡大／縮小の要否（法第78条第2項）

法は、法においては不開示としている情報であっても、情報公開制度において開示としている情報については、条例で定めることにより、開示として取り扱うことを許容している。また、法においては開示としている情報であっても、情報公開制度において不開示としており、かつ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律において不開示としている情報に準じているものについては、条例で定めることにより、不開示として取り扱うことを許容している。

判断：個人情報保護制度における情報開示の権利保障水準を維持するため、また、情報公開制度との平仄を合わせるため、次の事項を開示情報とする。

- a 個人に関する情報のうち、環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- b 個人に関する情報のうち、公務員等の職務の遂行に係る情報であって、当該公務員等の氏名である部分（当該公務員等の権利利益が不当に害されるおそれがないと認められるものに限る。）
- c 事業者に関する情報で、開示により当該事業者の正当な利益を害するおそれのあるもののうち、環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(エ) 手数料の額の設定（法第89条第2項）

法は、条例により手数料の額を設定することを許容している。

判断：個人情報保護制度における情報開示の権利保障水準を維持するため、引き続き無料とし、規則に定める実費相当額（印刷代、郵送費等）のみを徴収する。

(オ) 開示／訂正／利用停止請求に係る手続の設定の要否（法第108条）

法は、開示、訂正及び利用停止の手続に関する事項について、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを許容している。

判断：個人情報保護制度における請求に係る権利保障水準を維持するため、次のとおり、決定期限を短縮する。

- a 開示決定 法：請求があった日から15日以内 ⇒ 条例：14日以内
- b 訂正決定 法：請求があった日から30日以内 ⇒ 条例：29日以内
- c 利用停止決定 法：請求があった日から30日以内 ⇒ 条例：29日以内

(カ) 審議会への諮問に関する規定の要否（法第89条第2項）

法は、地方公共団体の審議会（本市における情報公開・個人情報保護審査会）に対し、個別の事案について諮問を要する制度を導入することを許容していないが、条例で定めることにより、個人情報保護制度の施策を講ずる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに諮問することを許容している。

判断：例規の改廃や運用基準の設定等について、有識者の意見を聴くことは有意義であるため、導入する。

#### ウ 制定案の内容

別紙「豊田市個人情報保護法施行条例（案）」のとおり。

#### （２）豊田市個人情報保護条例の廃止について

法と異なる規律を設けることは許容されないため、豊田市個人情報保護条例は、豊田市個人情報保護法施行条例の附則により廃止する。

#### （３）豊田市議会個人情報保護条例の制定について

地方公共団体の機関のうち、議会については、自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとの理由から、法の規律の対象外となる。したがって、規律の設定は議会に委ねられるが、本市においては、法及び豊田市個人情報保護法施行条例を踏まえ、執行機関と同等の規律を豊田市議会個人情報保護条例として制定する。

#### （４）豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

豊田市情報公開・個人情報保護審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、本市における情報公開制度及び個人情報保護制度に係る審査請求のほか、個人情報の目的外提供の是非、特定個人情報保護評価書の内容、その他両制度の運用等についての調査審議を担っているところ、一元化後の個人情報保護制度に係る役割においては、その一部が廃止されるとともに、審査請求の調査審議を、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項及び第4項に規定する不服審査のための附属機関として担うこととなる。これに合わせて、審査会の設置根拠、調査審議事項等を改正する必要がある。

#### ア 整備内容の方向性について

従前の諮問事項のうち、個人情報保護制度に係るもので、法が許容していないものについては、廃止する。また、新たに諮問事項とすることが許容されるものについては、追加する。

審査請求の手続については、従前の権利保障水準を維持する。

#### イ 具体的な考慮要素と判断

##### （ア）諮問事項の廃止

次の諮問事項を廃止する。

- a 信条等に関する個人情報の保有の禁止の除外の是非（旧条例第4条第2号）
- b 目的外利用及び提供の禁止の除外の是非（旧条例第10条第2項第6号）
- c 開示請求の拒否の是非（旧条例第22条第2項）

##### （イ）諮問事項の追加

次の事項について意見聴取することを、諮問事項として追加する。

- a 豊田市個人情報保護法施行条例の規定の改正又は廃止について
- b 個人情報の安全管理措置の基準の制定又は変更について
- c その他個人情報の取扱いに関する運用上の基準の制定について

(ウ) その他の整理

- a 審査会の設置根拠に第81条第1項及び第4項を追加する。
- b 諮問の主体について、情報公開制度においては「実施機関」、個人情報保護制度においては「市の機関（議会を除く。）」及び「議会」となるため、それぞれの位置付けから諮問できるよう、用語を整理する。

ウ 制定案の内容

別紙「豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）」のとおり。

#### 4 今後のスケジュール

令和4年12月	令和4年12月下旬	令和5年4月1日
条例案を12月市議会に上程	公布（可決された場合）	施行（可決された場合）